

一般財団法人長野県剣道連盟 相談通報窓口規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人長野県剣道連盟（以下「本連盟」という。）の規程類（倫理に関するガイドラインを含む）又は法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報又は相談（以下、「通報等」という。）の適正な処理の仕組みと通報者の保護を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本連盟が通報等を受ける仕組みとして設けた窓口を「相談通報窓口」という。

(相談通報窓口)

第3条 本連盟は、相談通報窓口の利用方法をホームページ上に公開し、本連盟の情報サイト等に掲載する。

- 2 相談通報窓口の事務は、事務局の所管とする。
- 3 相談通報窓口は、通報等があった全ての事案を直ちに倫理委員会に報告し、担当役員及び専務理事に報告する。
- 4 相談通報窓口は、担当役員及び専務理事の指示に従い、通報等があった事案について調査等を行うなど適切に対応する。※調査等を行う場合は、公正な手法により客観的な情報を収集するよう努めなければならない。

(相談通報窓口の利用者)

第4条 相談通報窓口は、誰でもこれを利用することができる。

(通報等の方法)

第5条 相談通報窓口への通報等は、「封書」・「Web（相談フォーム）」・「メール」等とする。

(通報等努力義務)

第6条 会員及び役職員等は、本連盟、その加盟団体、会員、役職員等、その他関係者により以下に掲げる事項が生じたこと、又は生じるおそれがあることを知った場合は、これを正当化し又は黙認することがあってはならず、通報等を行うことにより、その是正・防止に努めなければならない。

- (1) 本連盟の規程類（ただし、努力義務に関するものを除く。）に反する行為・事実およびその疑義のある行為・事実。
- (2) 法令に違反する行為又は事実であって社会的影響が大きく、剣道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する恐れのあるもの

（不当な通報等の禁止）

第7条 通報等は、事実に基づいて行うものとし、個人的な利益のみを図ること、私怨を晴らすこと、他人を誹謗、中傷をすること等の不正な目的で行ってはならない。

（適切な対応）

第8条 本連盟は、通報事案（匿名の通報など通報者と連絡を取ることができない通報等を除く。）について誠実に対応し、必要に応じて事案の調査等を行い、調査の結果、倫理委員会規程等に照らし相当の措置をとる必要があると認めた場合は、諸規定に従い適切な処理をする。加盟団体において処理すべきであると認めた事案については、加盟団体に対して、当該事案を報告し、当該団体において適切な対応をするよう求めるものとする。

（協力義務）

第9条 通報者、会員及び役職員等は、通報等に係る事実確認、調査、その他連絡等について調査担当者から協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

（通報者への報告）

第10条 通報者に対して相談通報窓口を通じて、通報事案に関しての対応について報告を行うものとする。報告に当たっては、調査対象者及び関係者の個人情報及びプライバシーに配慮しなければならない。ただし、専務理事が通報事案と特別な利害関係を有する場合は、担当役員が報告を行うものとする。

（通報者の保護）

第11条 役職員等は、通報者を探索してはならない。

2 本連盟は、通報者が正当な通報等をしたことにより不利益な取り扱いも受けることがないように適切な措置を講じ、また加盟団体に対しては同様の措置を講じるよう求めるものとする。

3 本連盟は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行う者

がいた場合には、その者に対し本連盟諸規程に従って処分を課すことができる。

(情報の記録と保管)

第12条 事務局は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯及び内容並びに調査の内容及び結果をまとめて記録し、これを保管するものとする。

2 本規程で定める通報事案に対応する業務に従事した全ての者は、正当な理由がなく、当該業務に関して知り得た事項であって、通報者の氏名、通報内容、調査内容等個人の特定につながる情報を他に漏洩してはならない。

3 本連盟は、本規程に基づく通報等により取得した情報を、当該通報等の処理のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない

(関与の禁止)

第13条 本規程により通報等があった通報事案の当事者及びこれと密接な関係を有する者は、当該事案の処理に関与することができない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和5年7月21日より、制定施行する。